

岐阜県青少年健全育成条例第11条第2項の規定による 写真若しくは絵又は描写の場面の内容の指定

(平成17年10月6日 岐阜県告示第741号の2)

岐阜県青少年健全育成条例（昭和35年岐阜県条例第37号）第11条第2項の規定による有害図書類等の写真若しくは絵又は描写の場面の内容を次のとおり指定した。

写真又は 絵の内容	1 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で、次に掲げるものを被写体とした写真又はこれらを描写した絵 (1) 女性が大腿部を開いた姿態 (2) 女性が陰部、臀部又は胸部を誇示した姿態 (3) 自慰の姿態 (4) 男女間の愛撫の姿態 (5) 女性の排泄の姿態 (6) 繁縛姿態 2 性交又はこれに類する性行為で、次に掲げるものを被写体とした写真又はこれらを描写した絵 (1) 男女間の性交又は性交を連想させる行為 (2) 強姦、輪姦その他りょう辱行為 (3) 同性間の性行為 (4) 変態性欲に基づく性行為
場面の内容	1 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で、次に掲げるものを描写した場面 (1) 女性が大腿部を開いた姿態 (2) 女性が陰部、臀部又は胸部を誇示した姿態 (3) 自慰の姿態 (4) 男女間の愛撫の姿態 (5) 女性の排泄の姿態 (6) 繁縛姿態 2 性交又はこれに類する性行為で、次に掲げるものを描写した場面 (1) 男女間の性交又は性交を連想させる行為 (2) 強姦、輪姦その他りょう辱行為 (3) 同性間の性行為 (4) 変態性欲に基づく性行為
指定年月日	平成17年10月6日
指定理由	著しく性的感情を刺激するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる。